

『国際言語文化学会 日本学研究』原稿執筆要綱

京都外国語大学日本語・日本語教育研究会、カルチュラル・スタディーズ研究会では、年1回、研究会誌『国際言語文化学会 日本語学研究』を刊行します。

1. 執筆資格：

- 1) 投稿を希望する者は、年数回行われる研究会において口頭発表しなければならない。
- 2) 口頭発表後、執筆依頼があったものに限り、修正を加えたものを投稿することができる。

2. 原稿の種類：

- 1) 原稿の種類は以下のとおりで、編集委員会が認めたものとする。
研究論文：日本語学・文化の研究および関連領域について、新規性・独創性のある研究、かつ、論証性のあるもの。
- 2) すべての論文は「投稿論文」として扱い、2名の査読者による査読を行う。査読に当たった者の一覧は公開するが、個々の論文における査読者の氏名は公開しない。
- 3) 論文は未発表のものに限る。他誌に同時に投稿していることがわかった場合は不採用とする。ただし、未公刊の修士論文、博士論文の一部は投稿できる。
- 4) 翌年3月発行の会誌に掲載されるものの締め切りは 12月24日とする。

3. 原稿の分量等：

- 1) 論文は、本研究会誌指定のテンプレートを用い、原則として20ページまでとする。
- 2) 図表などは上記の枚数に含まれるものとする。
- 3) 原稿は、必ず本研究会指定のテンプレートを用いて作成すること。
- 4) 締切日を過ぎた原稿は受け付けない。

4. 要旨などについて：

論文の初めに英語の要旨をつけること。要旨の分量は800字までとする。また、タイトルは、欧文和文両方を必要とする。

5. 校正：

原則として、査読以後の文章の訂正、加筆は認めない。ただし、査読者の指示があった場合に限り、その箇所を修正できる。

6. 原稿の採否：

編集委員会による査読によって締切日から約1か月で決定される。

7. 原稿の掲載：

当該号の投稿論文数、その他の事情により次号に繰り越す場合がある。その場合、編集委員会は投稿者に連絡し、協議するものとする。

8. その他：

必要な事項については、編集委員会の議を経て決定する。

9. 著作権について

掲載原稿の著作権は、執筆者に帰属する。ただし、編集委員会は、掲載原稿を電子化し、インターネット公開・配布するための権利を有するものとする。

10. 原稿の送付先：

r_kageura@kufs.ac.jp（影浦）

以上